



令和3年8月4日
大阪航空局
九州地方整備局

【記者発表資料】

北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価方法書について

北九州空港滑走路延長事業は、滑走路の長さを現行の2,500mから3,000mに500m延長するものであり、環境影響評価法第2条第2項に基づく環境影響評価の対象事業に該当します。

このたび、事業者である国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、同法第5条第1項の規定に基づき、「北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価方法書」をとりまとめました。

今後、同法第7条及び第7条の2の規定に基づき、同方法書の公告・縦覧及び説明会を開催します。

また、同方法書について、環境の保全の見地から意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

- 縦覧期間 : 令和3年8月10日から9月9日まで
○説明会 : 令和3年8月21日、22日
○意見書提出期間 : 令和3年8月10日から9月24日まで

※詳しくは、添付の資料1、資料2、資料3をご覧ください。

〈対象事業の概要〉

- ・対象事業の種類 : 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業
- ・対象事業の名称 : 北九州空港滑走路延長事業
- ・事業実施想定区域 : 福岡県北九州市小倉南区空港北町
福岡県京都郡苅田町空港南町

〈問い合わせ先〉

国土交通省 大阪航空局
空港部 空港企画調整課 課長 松村 壮敏
課長補佐 八津川 直樹
TEL:06-6949-6469 (直通)

国土交通省 九州地方整備局
港湾空港部 空港総室 室長 溝江 孝雄
TEL:092-418-3376 (直通)

北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価方法書 縦覧について

1. 縦覧期間は、令和3年8月10日から令和3年9月9日までの土曜日、日曜日、祝日を除く平日とします。
2. 縦覧時間は、9時30分から17時00分までです。
3. 縦覧場所は、別紙「縦覧場所一覧」に示すとおりであり、縦覧場所には、「環境影響評価方法書」、「要約書」の縦覧物のほかに「縦覧について」、「意見書の提出について」、「説明会の開催について」、「意見書様式」の資料を設置しています。
4. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、閲覧時に所要の対策を講じる必要がありますので、縦覧を希望される方は、別添様式にて事前の登録をお願いします。
5. なお、方法書及び要約書は、インターネットでも縦覧しています。また、意見書様式等もダウンロードできますのでご活用ください。
大阪航空局ホームページ <https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/topix/kitakyu-pj/>
九州地方整備局ホームページ <https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kap/index.html>
6. 縦覧は、所定の場所で行うものとし、所定場所以外への持ち出し、貸出は禁止します。
7. 方法書等の複写については、縦覧場所では対応していません。大阪航空局または九州地方整備局のホームページよりダウンロードをお願いします。
8. 方法書の縦覧に関する全ての質問については、大阪航空局空港部空港企画調整課または九州地方整備局港湾空港部空港総室にお問い合わせください。

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
大阪府中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎第4号館
電話 06-6949-6469
時間 9時00分～17時00分

国土交通省九州地方整備局港湾空港部空港総室
福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
福岡第2合同庁舎
電話 092-418-3376
時間 9時30分～17時00分

縦覧場所一覧

- 国土交通省 大阪航空局 空港部 空港企画調整課
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号
TEL06-6949-6469 メールcab-osaka-kuuki@mlit.go.jp

- 国土交通省 九州地方整備局 情報公開室
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号福岡第二合同庁舎七階
TEL092-418-3376 メールkitakyushueia-k89kj@mlit.go.jp (港湾空港部 空港総室)

- 国土交通省 大阪航空局 北九州空港事務所
福岡県北九州市小倉南区空港北町六番
TEL093-474-0204 メールcab-kitakyushu-kanri@mlit.go.jp

- 国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所
福岡県北九州市門司区西海岸一丁目四番四十号
TEL092-418-3376 メールkitakyushueia-k89kj@mlit.go.jp (港湾空港部 空港総室)

- 国土交通省 九州地方整備局 苅田港湾事務所
福岡県京都郡苅田町港町二十八番地二
TEL092-418-3376 メールkitakyushueia-k89kj@mlit.go.jp (港湾空港部 空港総室)

- 福岡県庁 県民情報センター
福岡県福岡市博多区東公園七番七号
TEL092-643-3215 メールkuko@pref.fukuoka.lg.jp(空港対策局 空港政策課)

- 北九州市役所 港湾空港局 空港企画課
福岡県北九州市小倉北区内一番一号北九州市役所本庁舎八階
TEL093-582-2308 メールkouwan-kuukou@city.kitakyushu.lg.jp

- 北九州市立文書館
福岡県北九州市小倉北区大手町十一番五号
TEL093-582-2308 メールkouwan-kuukou@city.kitakyushu.lg.jp(空港企画課)

- 北九州市 小倉南区役所 総務企画課
福岡県北九州市小倉南区若園五丁目一番二号小倉南区役所三階
TEL093-582-2308 メールkouwan-kuukou@city.kitakyushu.lg.jp(空港企画課)

- 苅田町役場
福岡県京都郡苅田町富久町一丁目十九番地一
TEL093-434-1954 メールkoutu-syokou@town.kanda.lg.jp(交通商工課)

北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価方法書

縦覧事前申し込みのお願い

- 縦覧を希望される方は、希望会場あてに事前連絡をお願いします。
(希望会場あてに当該様式をメールして頂くか、もしくは電話でも構いません。)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、下記の点についてご注意ください。
 1. 人と人との距離の確保(約2m)
 2. マスクの着用
 3. 会議室入室前の手指消毒の実施
 4. 発熱等、風邪の症状が見られる場合などは、来場をご遠慮ください
 5. 縦覧される方の身分証明書提示のお願い
 6. 会場の都合により、入場の制限をさせて頂く場合があります
※縦覧日時の調整をさせて頂く可能性があります。

上記1～6について了承の上、申し込みます。

氏名①(ふりがな) : _____

氏名②(ふりがな) : _____

氏名③(ふりがな) : _____

連絡先(電話番号) : _____

※複数名で縦覧を申し込まれる方は、全ての方のご氏名を記載ください。

北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価方法書 意見書の提出について

1. 方法書について環境の保全の見地から意見を有する方は、どなたでも意見を提出することができます。
2. 日本語により、環境保全の見地からの意見として理由を含め記載してください。
3. 提出者は、氏名及び住所（法人その他団体にあたっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、方法書の名称（様式には記載しています。）、環境保全の見地からの意見及び理由を記載してください。
4. 意見書を提出する場合は、別添「北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見書」の意見様式を使用して提出してください。
5. 意見書の様式は、縦覧場所に備え付けの配布用紙、大阪航空局及び九州地方整備局のホームページよりダウンロードしてご利用ください。
6. 意見書は、郵送、メールのいずれかの方法で提出してください。
7. 意見書の提出期間は、令和3年8月10日から令和3年9月24日までです。
また、郵送の場合は、9月24日の消印まで有効となります。

提出先（下記のいずれかに提出ください）

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
大阪市中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎第4号館
電話 06-6949-6469
メールアドレス cab-osaka-kuuki@mlit.go.jp

国土交通省九州地方整備局港湾空港部空港総室
福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
福岡第2合同庁舎
電話 092-418-3376
メールアドレス kitakyushueia-k89kj@mlit.go.jp

北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価方法書 説明会の開催について

1. 環境影響評価方法書の説明会は、環境影響評価法に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定など、方法書の記載事項を周知するために開催するものです。
2. 説明会の日時及び場所は以下のとおりです。
 - (1) 令和3年8月21日(土) 14時～16時
北九州市立商工貿易会館 多目的ホール
福岡県北九州市小倉北区古船場町1番35号
 - (2) 令和3年8月22日(日) 10時～12時
苅田町三原文化会館
福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1
3. 説明会の参加対象者は、環境影響を受ける範囲であると認められる地域(福岡県北九州市及び京都郡苅田町)にお住まいの方、それ以外にお住まいの方、どなたでもどこの会場にでも参加することができます。
4. 説明会に参加する場合は、開催日に会場へお越しください。事前の申込はございません。但し、会場の収容人員には限りがありますのでお早めにお越しください。
5. 会場の駐車台数には限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
6. 質問は、環境影響評価方法書の内容に関する質問に限らせていただきます。
また、ご意見については、環境影響評価法第8条により、環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見書の提出により述べるができることとなっていますので、意見書の様式に記入していただき提出をお願いします。
7. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため以下にご協力ください。
 - (1) 受付名簿に所属名、氏名、連絡先を記入のうえ、係員の指示に従って入室して下さい。
 - (2) 手指の消毒、検温を行っておりますのでご協力ください。
 - (3) 体調が優れない方、また、検温結果が37.5度以上の方は入室をご遠慮いただきます。
8. 説明会の会場内では以下の事項を遵守してください。なお、遵守されない方は退室をお願いすることがありますので御了承下さい。
 - (1) 発言は、司会者の指示に従って下さい。できるだけ多くの方に質問していただくため、発言回数、発言時間を制限させていただく場合があります。
 - (2) ヤジやビラの配布等はおやめください。
 - (3) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにしてください。
 - (4) その他、会場の秩序を乱す行為はおやめください。